

電力供給契約重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。その他詳細についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気供給約款・電気供給約款別冊 掲載 URL : https://enepal.co.jp/yakkan_list/

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社エネパル 小売電気事業者登録番号A0517 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 光ウエストゲートビル 代表取締役 杉崎 弘二 お問い合わせ窓口 電話 0570-030-179 受付時間 10:00～18:00(月～金) ※土日・祝日は非営業日 Eメール enepal_support@enepal.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	書面、WEBページまたは、お電話によるお申込み。	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
供給電圧	100V/200V	請求締日	原則当該契約ごとの検針日
周波数	東日本50Hz / 西日本60Hz (静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)	小売供給に係る料金	料金表記載の通り。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。
契約期間	契約種別に応じた期間といたします。	契約更新の取扱	自動更新あり
契約種別	申込用紙等の別紙または当社が指定するWEBページに記載の通り。	契約容量	申込用紙等の別紙または当社が指定するWEBページに記載の通り。

- ・電気料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費(燃料費調整額、調達調整費で構成されます。)並びに安定供給維持費(調整金の加減を含みます。)の合計といたします。
- ・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。
- ※当該変動の額の算出方法は、電源調達調整費及び安定供給維持費に関するご説明箇所をご確認ください。
- ・当社は、料金改定(単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいい、以下同じとします。)をする場合があります。料金改定を行う場合は、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適当と判断する時期までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。

- 供給開始予定日
- 1.供給開始日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の最初の検針日となります。
 - 2.当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

■料金の支払い方法・支払期日

	支払い方法	支払期日
1 クレジットカード	支払日はカード会社によって異なります。	原則として 請求締日の 翌月末日
2 預金口座振替・ゆうちょ銀行払込	支払日は原則として毎月14日または27日になります。	
3 その他	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	
4 債権譲渡	当社は、お客様に対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。	

- 契約更新の取扱
1. 契約期間満了日の 15 日前までにお客様から当社に対して供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、同一条件にて自動的に契約が更新されます。
 2. 契約期間満了日の 1 か月前までに当社からお客様に対して供給契約の終了または変更の申し出をしない場合は、同一条件にて自動的に契約が更新されます。

- 契約の解約
1. 契約期間中に、お客様が電気の使用を終了しようとする場合は、原則として、希望する終了日の 20 日前までに、当社に通知していただけます。
 2. 当社は、電気供給約 43(解約等) に定めるとおり、お客様が料金を支払期日までに支払わない等その他の解約事由に該当する場合には、供給契約を解約することがあります。また、当社は、解約希望日の 1 か月前までにお客様に対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。
 3. 他の小売事業者が電気供給契約を切り替える場合、当社に通知をすることなく供給契約を終了することができますが、その場合、一般送配電事業者を通じて当社になされる解約期日の通知をもって、お客さまから当社への解約通知とみなします。なお、この場合は他の小売事業者を通じて当社になされる解約期日の前日を供給契約の終了日といたします。

■違約金および各種手数料

プラン名	プラン名に「プレミアム」を含むプラン	プラン名に「プレミアム」「ベーシック」を含まないプラン	プラン名に「ベーシック」を含むプラン
契約期間	料金適用開始の日から起算して、5年間	料金適用開始の日から起算して、3年間	料金適用開始の日から起算して、1年間
更新月	料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月)から起算して60か月目とその翌月	料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月)から起算して36か月目とその翌月	料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月)から起算して12か月目とその翌月
違約金	初回事務手数料(税込)	なし	3,850円
	解約事務手数料(税込)	3,850円	なし
	契約解除料(不課税)	9,800円	なし
	値引き適用に伴う追加契約解除料(不課税)	契約期間(供給契約が更新された場合には、更新後の契約期間)において、供給契約の終了時まで無料または値引を適用した基本料金(または最低料金)相当額の全額	—
手数料(税込)	電気量のお知らせ発行手数料	165円/月	
	申込確認書再発行手数料	330円/回	
	請求明細発行手数料	220円/月	
	再請求事務手数料 振込兼コンビニ請求書発行手数料 お客様番号通知書発行手数料	各550円/回	
支払証明発行手数料	770円/回		

※更新月を除き契約期間内に解約となる場合、プランにより上記表に記載の違約金をお支払いいただけます。ただし以下の理由の場合を除きます。

- 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

お客さまが、契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで供給契約を終了させる場合で、当社と一般送配電事業者との、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただけます。

■ご請求金額・ご使用量のご確認

毎月のご請求金額・ご使用量は、「マイページ」にてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。

※請求明細の郵送を希望される場合は、有料で発行いたします。

■スマートメーターへの取り替え

1.お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。(受給開始後、取り換える場合もございます。)

2.取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合(年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。)を乗じて算定した金額(但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。)の遅延損害金を申し受けることがあります。この場合、原則としてお客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

■電源調達調整費について

電源調達調整費とは、以下の通り定める燃料費調整額および調達調整費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用するものとします。

1.燃料費調整

燃料費調整とは、その月の使用電力量に、電気供給約款別表8(燃料費調整)(1)に基づき算出される平均燃料価格に応じて以下に基づき算出される燃料費調整単価を乗じた金額(以下「燃料費調整額」といいます。)(ただし、最低料金の設定があるご契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される基準単価に基づき算出される燃料費調整単価といたします。また、この場合の電力量料金の燃料費調整額は、その月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。)を、その月の料金に加算または減算をする制度です。なお、管轄エリアごとの「基準燃料価格」「基準単価」は下表のとおりです。管轄エリアごとの「燃料費調整適用係数」についてはサービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」をご確認ください(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)。

No	平均燃料価格	燃料費調整単価の算出式	燃料費調整額の加減
1	1キロワットあたりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合	(「基準燃料価格」-「平均燃料価格」) × 「基準単価」 ÷ 1,000 × 燃料費調整適用係数	料金から燃料費調整額を減算します。
2	1キロワットあたりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合	(「平均燃料価格」-「基準燃料価格」) × 「基準単価」 ÷ 1,000 × 燃料費調整適用係数	料金に燃料費調整額を加算します。

管轄エリア	基準燃料価格	(1)最低料金に適用される基準単価	(2)(1)以外の基準単価
北海道エリア	37,200円	- 円	0.197円/kWh
東北エリア	31,400円	- 円	0.221円/kWh
東京エリア	44,200円	- 円	0.232円/kWh
中部エリア	45,900円	- 円	0.233円/kWh
北陸エリア	21,900円	- 円	0.161円/kWh
関西エリア	27,100円	2.475円 ※1	0.165円/kWh
中国エリア	26,000円	3.680円 ※2	0.245円/kWh
四国エリア	26,000円	2.154円 ※3	0.196円/kWh
九州エリア	27,400円	- 円	0.136円/kWh

※1 1契約につき最初の15キロワット時まで ※2 1契約につき最初の15キロワット時まで ※3 1契約につき最初の11キロワット時まで

※当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日まで	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日まで
毎年2月1日から4月30日まで	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日まで
毎年3月1日から5月31日まで	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日まで
毎年4月1日から6月30日まで	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日まで
毎年5月1日から7月31日まで	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日まで
毎年6月1日から8月31日まで	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日まで
毎年7月1日から9月30日まで	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日まで
毎年8月1日から10月31日まで	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日まで
毎年9月1日から11月30日まで	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日まで
毎年10月1日から12月31日まで	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日まで
毎年11月1日から翌年の1月31日まで	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日まで
毎年12月1日から翌年の2月28日まで (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日まで

※上記、燃料費調整単価適用期間の表のとおり、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4か月前の月の1日からN月の2か月前の月の末日までの3か月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されるものとします。

2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)に、「調達単価係数」を乗じた数値(以下「調達単価」といいます。)に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。なお、管轄エリアごとの「調達単価係数」や、以下の「還元基準値」および「追加請求基準値」については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」をご確認ください(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)。

No	調達単価	調達調整費
1	「還元基準値」未満の場合	下記により算定する調達調整費(還元)をお客様に還元いたします。 (還元基準値-調達単価) × 使用電力量(kWh) × 100% × (1+消費税率)
2	「還元基準値」以上 「追加請求基準値」以下の場合	調達調整費は0円とします。
3	「追加請求基準値」を超える場合	下記により算定する調達調整費(請求)を料金に追加してお客様に請求いたします。 (調達単価-追加請求基準値) × 使用電力量(kWh) × 100% × (1+消費税率)

※当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する

調達調整費の適用を開始するものいたします。

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

※当社は、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、電気供給約款の定めに従い、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

調達調整費(還元):●調達調整費の還元を分割にて行うこと。

調達調整費(請求):●調達調整費の請求を分割にて行うこと。●上記に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

※供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額(以下「未履行調達調整費額」といいます。)を、上記の定めにかかわらず、最終の料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25(保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。

※その他の詳細は、サービスサイト掲載の電気供給約款別表における調達調整費に係る規定に定める内容をご確認ください。

■安定供給維持費について

安定供給維持費とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める以下の金額をお客さまが使用する電気の料金において請求するものをいいます。

安定供給維持費のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」(名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。)にて事前にお客さまに開示します。

No	対象のお客さま	安定供給維持費の算定式
1	電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力(kW)(※1)×当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価(※2)×(1+消費税率) ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。
2	電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額×(1+消費税率) ※日割計算をいたしません。

●調整金について

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額との差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。

シェア変動調整金:小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

年次再算定調整金:小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

調整金の金額は、以下のいずれかの算式により算定します。

なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間(以下「調整金適用期間」といいます。)において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

No	対象のお客さま	安定供給維持費の算定式
1	電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力(kW)(※1)×当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価×(1+消費税率) ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。
2	電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額×(1+消費税率) ※日割計算をいたしません。

調整金のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」にて事前にお客さまに開示します。また、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

※ 当社は、当社の裁量により、調整金の請求または還元について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

※ 供給契約が終了する場合、前述の超過分の繰越または請求・還元の分割の結果、供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額(以下「未履行調整金額」といいます。)については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25(保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。

※1 契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2 当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものいたします。

※ 各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。その他の詳細は、サービスサイト掲載の電気供給約款別表における安定供給維持費に係る規定に定める内容をご確認ください。

■附帯サービス<サポートパック>

1. プラン名に「SP」が付くお客様は、附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社(以下「匠 W&P」といいます。)が提供する「オフィスサポートパック」、「店舗サポートパック」または「飲食店サポートパック」(以下、総称して「サポートパック」といいます。)を割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。その他附帯サービスに関する詳細は以下のとおりです。

2. サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」、「店舗サポートパック利用規約」または「飲食店サポートパック利用規約」(以下、総称して「サポートパック利用規約」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。なお、サポートパック利用規約は、匠 W&P の各サービス概要 WEB ページ(■オフィスサポートパック: <https://takumiwp.co.jp/service/officesp/>) (■店舗サポートパック: <https://takumiwp.co.jp/service/tenposp/>) (■飲食店サポートパック: <https://takumiwp.co.jp/service/inshokusp/>)にてご確認いただけます。

3. サポートパックの利用開始日は、電気の供給開始日の属する月の翌月1日とします。

4. お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、5の附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

5. プラン名に「SP」が付くお客様の附帯サービス料金は、3に定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して3ヵ月目までは無料、4ヵ月目以降は月額3,278円(税込)とします。

【匠 W&P における通常料金:月額4,378円(税込)】

6. お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、5

に定める通常料金からの割引は適用されないものとします。

7. お客さまと当社との供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

■各種プランに適用する支払繰延規定について

1. 一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとします。
2. 繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。

(算定式) 使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値 (※1) - 基準単価 (※2)) × (1 + 消費税率)

※1: N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N月の検針日の前日が属する月の1日から末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定します。

※2: 基準単価は、当社の電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は毎月1日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。

3. N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。

4. 電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額については、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。

■プラン名称にプレミアムを含むプランに適用する割引について

1. 割引は、60か月間当社からの電力の需給を継続いただくことを条件に、以下に定める起算日が属する月から起算して6か月目までの料金のうち、基本料金または最低料金を無料、電力需要の契約種別は基本料金から100円/kW(税込)を値引きするサービスです。
2. 割引の起算日は、料金適用開始の日とします。前述の起算日から起算して60か月間が満了する前に供給契約が終了する場合、上記「**■違約金および各種手数料**」に記載の契約解除料または解約事務手数料とは別途、値引き適用に伴う追加契約解除料として、供給契約の終了時まで無料または値引を適用した基本料金または最低料金相当額の全額をお支払いいただきます。

■附帯サービス<長期割オプション>

1. 13の2(附帯サービス)の定めを有する供給約款に基づき、事業としてまたは事業のために供給契約を申込みお客さまであって、電灯需要または電力需要の契約種別のお客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下の内容の長期割オプションを供給契約に附帯することができます。
2. 長期割オプションは、60か月間当社からの電力の需給を継続いただくことを条件に、以下に定める起算日が属する月から起算して6か月目までの料金のうち、電灯需要の契約種別は基本料金または最低料金を無料、電力需要の契約種別は基本料金から100円/kW(税込)を値引きとするサービスです。
3. 長期割オプションの起算日は、お客さまが供給契約のお申込みと同時に長期割オプションの適用を申込み場合は、料金適用開始の日とし、すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間中に長期割オプションの適用を申込み場合、当該お申込みの日が属する月の翌月の検針日とします。
4. 前述の起算日から起算して60か月間が満了する前に供給契約が終了する場合、供給約款34(違約金)に定める契約解除料または解約事務手数料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時まで長期割オプションを適用した基本料金または最低料金相当額の全額をお支払いいただきます。
※更新月での供給契約の解約であっても、長期割オプションに係る契約解除料が発生する場合があります。
5. 長期割オプションのみを解約することはできません。

■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■契約に関わる注意事項

1. 当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等(以下「旧事業者」といいます。)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係るサービス等

2. 当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客さまには、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客さまの供給契約を解約する場合があります。詳細は電気供給約款および託送供給等約款をご参照ください。(以下、重要部分抜粋)

●検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること

●一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

3. お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。

●お客さまが電気料金(この契約以外の電気料金を含みます)を当社の定める支払期限を超過してなお支払われない場合

●お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合

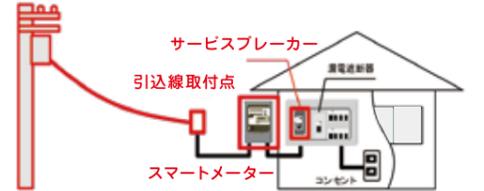
●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合

●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合

4. 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担は原則ありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。



お客さまは、供給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中にお客さまが当社に対して通知、提出または登録等(以下、総称して「通知等」といいます。)をおこなったお客さまの契約住所、需要場所住所または連絡先等その他の情報(以下、総称して「お客さま情報」といいます。)を変更した場合は、直ちに変更後のお客さま情報について当社に対して通知等をおこなうものとします。なお、お客さまが当該通知等を懈怠した場合、これに起因してお客さまが被った損害等(当社からの通知がお客さまに到達しないことを含みますが、これに限りません。)について当社は一切の責任を負わないものとします。

■電力供給廃止時に関わる注意事項 電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります。

●凍結するおそれのある地域の廃止：凍結防止帯が動作しなくなること給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。(このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。)

●マンション等の共用灯の廃止：エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。

●人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。